

3-2-2 大蔵省「土地関連融資」関連通達

3-2-2-1 土地関連融資の抑制について（1990年3月27日）

土地関連融資の抑制について

平成2年3月27日
蔵銀第555号
全国銀行協会連合会会長他関係団体の長あて
大蔵省銀行局長通達

最近の地価動向をみると、大阪圏で著しい地価上昇が続いているほか、名古屋圏でもかなりの地価上昇がみられ、また、地方圏においても著しい地価上昇又はかなりの地価上昇を示す都市が相当数に上るなど、地価上昇の地方への波及傾向が一段と強まっている状況にある。

こうした中で、金融機関の土地関連融資については、かねてより通達の発出、特別ヒアリングの実施等を通じ、投機的土地取引等に係る融資を厳に排除するよう求めてきたところであり、この結果、既に各金融機関において着実に指導の趣旨が浸透してきているが、金融機関の土地関連融資の伸び自体は、土地取引等に関連した根強い資金需要を映し、概して総貸出の伸びを上回っている。

当局としては、金融機関の土地関連融資については、内需拡大に必要な資金の円滑な供給に引き続き配慮しつつ、金融面からも地価問題に積極的に対応するため、金融機関の融資全体に対し均衡のとれた水準にすることが望ましいと考える。

このため、これまでの特別ヒアリング等の諸措置に加え、当面、不動産業向け貸出については、公的な宅地開発機関等に対する貸出を除き、その増勢を総貸出の増勢以下に抑制することを目途として各金融機関においてその調整を図るよう、貴傘下金融機関に周知徹底方取り計らい願いたい。

また、上記の趣旨に鑑み、当面、不動産業及び建設業、ノンバンクの三業種に対する融資の実行状況を報告するよう併せて貴傘下金融機関に周知徹底方願いたい。